大阪市告示第５５０号

平成 19 年大阪市告示第 534 号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正する。

平成 22 年　5 月 14 日

大阪市長　平松　邦夫

第２項を削る。

第３項中「木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合した構造の建築物で、新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号に掲げる用途及び規模の建築物とする。」を「別表（い）欄に掲げる新築・増築または改築にかかる部分の構造、用途及び規模」に改め、同項各号を削り、同項を第２項とする。

第４項を第３項とし、第５項を第４項とする。

別表を次のように改める。

別表　　特定工程及び特定工程後の工程

（い）		（ろ）			
新築・増築又は改築にかかる部分の構造、用途及び規模		基礎工事に関する工程		建て方工事に関する工程	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
（１） 地階を除く階数が３以上で、かつ延べ面積が５００ｍ^{2}を超える建築物、および階数が３以上で延べ面積が５０ｍ^{2}を超える建築物で「住宅等」の用途を有するもの	（ア） 木　　造	基礎の配筋工事 （杭基礎を除く。以下この表において同じ）	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	屋根工事 （枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事）	壁の外装又は内装工事 （枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事）
	（イ） 鉄骨造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	２階床版の取り付け工事	壁の外装又は内装工事
	（ウ） 鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	２階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事 ただし、当該配筋工事を現場で行なわない場合においては、２階のはり及び床版の取り付け工事	２階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事 ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行なわない場合においては、２階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事
	（エ） 鉄骨鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	２階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	２階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
	（オ） 混合構造 （２以上の構造が混合したもの、以下この表において同じ）	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	２階の構造の区分に応じた特定工程	２階の構造の区分に応じた特定工程後の工程
（２） （１）に掲げる建築物以外の建築物で、延べ面積が５０ｍ^{2}を超えるもの	（ア） 木　　造			屋根工事 （枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事）	壁の外装又は内装工事（枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事）
	（イ） 鉄骨造			２階床版の取り付け工事	壁の外装又は内装工事
	（ウ） 鉄筋コンクリート造			２階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事 ただし、当該配筋工事を現場で行なわない場合においては、２階のはり及び床版の取り付け工事	２階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事 ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行なわない場合においては、２階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事
	（エ） 鉄骨鉄筋コンクリート造			２階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	２階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
	（オ） 混合構造			２階の構造の区分に応じた特定工程	２階の構造の区分に応じた特定工程後の工程
（３） （１）又は（２）に掲げる建築物以外の建築物で法第４３条第１項ただし書若しくは法第５３条第４項の規定による許可を受けたもの又は法第８６条第２項の規定による認定を受けたもの	（ア） 木　　造			屋根工事 （枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事）	壁の外装又は内装工事（枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事）
	（イ） 鉄骨造			２階床版の取り付け工事	壁の外装又は内装工事
	（ウ） 鉄筋コンクリート造			２階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事 ただし、当該配筋工事を現場で行なわない場合においては、２階のはり及び床版の取り付け工事	２階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事 ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行なわない場合においては、２階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事
	（エ） 鉄骨鉄筋コンクリート造			２階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	２階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
	（オ） 混合構造			２階の構造の区分に応じた特定工程	２階の構造の区分に応じた特定工程後の工程

備考１　（い）欄（２）及び（３）に掲げる建築物で、その構造が（イ）から（オ）に該当するものについて、平屋建ての場合は屋根工事を特定工程とする。
２　（ろ）欄に掲げる工事を２以上の工区に分けて施工する場合においては、いずれか早期のものを特定工程とする。
３　（い）欄（１）に掲げる建築物で、「住宅等」とは一戸建て住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舎とする。

附則

この告示は、平成 22 年 6 月 20 日から施行する。